



ストーカー行為は犯罪です



○ つきまとい等とは…

特定の者に対する**恋愛感情**その他の**好意の感情**又はその感情が満たされなかったことへの**怨みの感情**を満たす目的で、特定の者やその家族等に対して行われる、以下の8つの行為を「**つきまとい等**」としてストーカー規制法で規定しています。

① つきまとい・待ち伏せ・見張り・押しかけ・うろつき

例 ○ 尾行してつきまとう。

- 通勤・通学途中など、行く先々で待ち伏せしている。
- 自宅や職場、学校などへ押しかける。
- 自宅等の付近をうろついていた、見張る。



② 監視していると告げる行為

例 ○ 帰宅後に「おかえりなさい」などとメールをする。

- その日の行動・服装などをメールや電話で告げる。
- 「いつも監視している」などと監視していることを告げる。



③ 面会、交際等の要求

例 ○ 拒否しているのに面会や交際、復縁を求めてくる。

- 贈り物を届け、受け取るように要求する。



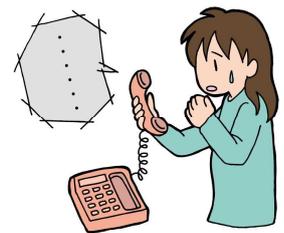
④ 著しく粗野又は乱暴な言動

- 例 ○ 大声で「バカやロー」などの乱暴な言葉を吐く。
○ 家の前で車のクラクションをうるさく鳴らす。



⑤ 無言電話・連続した電話・文書・メール・SNSのメッセージ等

- 例 ○ 無言電話をする。
○ 拒否されているのに何度も、携帯電話や自宅、会社に電話をかけたり、何度もメールやSNSのメッセージを送信する。



⑥ 汚物などの送付

- 例 ○ 汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送いつける。
○ 自動車や自転車に糞尿等を付着させる。



⑦ 名誉を傷つける

- 例 ○ 名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書等を届けたいする。
○ 誹謗中傷するような文章をインターネットに掲載して伝えようとする。



⑧ 性的羞恥心の侵害

- 例 ○ わいせつな画像などをメールや手紙などで送いつけたりする。
○ 電話やメールなどで卑猥な言葉を告げる。



○ ストーカー行為とは…

同一の者に対して前記「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。

～ ストーカー被害に遭ったらまず相談 ～

ストーカー行為は、

- 事態が急展開して、殺人等の凶悪事件に発展するおそれ
- 行為者の被害者に対する執着心等が非常に強いものが多く、本人だけではなく、その親族等にまで危害が及ぶ可能性

を有しています。

「自分は大丈夫」と思わず、不安に思うことがあったら何か起こる前に、迷わず警察に相談することが重要です。



～ 相談に対する警察の対応 ～



警察では、あなたを守ることを最優先に考えて相談体制を整えています。

つきまとい等を受けたら、すぐに最寄りの警察署にご相談ください。

あなたの申出に応じて、相手に対する警告や禁止命令、検挙等を実施するほか

- 被害を防ぐための具体的なアドバイス及び援助等
- パトロールの実施

をするなどして、あなたを守るための対策を行います。



緊急時は110番、できる限り速やかに最寄りの警察署にご相談ください。

～ あなたを守ることを最優先に考えます。 ～